

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

会議に付した事件は次のとおりである。

- 議案第48号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第4号）
- 議案第49号 令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議案第50号 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第51号 月形町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第52号 月形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第53号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第54号 月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第55号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第56号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第57号 月形町過疎地域自立促進市町村計画の変更について
- 議案第58号 月形町穀類乾燥調製貯蔵施設機械整備工事請負契約について
- 議案第59号 月形町青果物集出荷貯蔵施設新築工事請負契約について
- 議案第60号 月形町青果物集出荷貯蔵施設機械整備工事請負契約について
- 同意案第1号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第2号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第3号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第4号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第5号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第6号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第7号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第8号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第9号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第10号 月形町農業委員会委員の任命について
- 同意案第11号 月形町農業委員会委員の任命について
- 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度月形町一般会計補正予算第6号）
- 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算第5号）
- 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）
- 報告第1号 継続費繰越計算書について（令和元年度月形町一般会計）
- 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度月形町一般会計）
- 報告第3号 株式会社月形町振興公社の経営状況について

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
意見案第1号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書の提出
について
会議案第2号 議員派遣について

（我妻議員から一身上の都合により本日の定例会を遅参する届出の旨の報告あり）

- 議長 金子 廣司 ただ今の出席議員は7人です。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

6月2日に引き続き会議を再開いたします。 (午前10時00分再開)

直ちに本日の会議を開きます。 (午前10時00分開議)

議事日程第2号はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程1番 会議録署名議員の指名

- 議長 金子 廣司 日程1番 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員の指名は、会議規則第127条の規定により議長において

宮 下 裕美子 議員

松 田 順 一 議員

の両名を指名いたします。

◎ 日程2番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度月形町一般会計補正予算第6号）

- 議長 金子 廣司 日程2番 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度月形町一般会計補正予算第6号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。

- 副町長 堀 光一 議案書3ページをお開きいただきたいと思います。ただ今、上程されました承認第1号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第1号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

5ページをお開きください。別紙の専決処分書であります。令和元年度月形町一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分をしたものでありまして、令和元年度月形町一般会計補正予算第6号を定めたものであります。補正予算の要旨であります。令和元年度末を迎え、例年同様、決算見込みの精査を行っての予算の最終整理をさせていただいたものであります。補正予算の第1条ですが、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,304

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

万3,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億2,081万5,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は6ページから7ページの第1表歳入歳出予算補正によるものであります。

32ページをお開きください。歳出についてであります。2款 総務費 1項 総務管理費 3目 企画費、補正額4,548万9,000円の減額でございます。内訳は、ふるさと納税推進事業でございます。本年3月の第1回定例会の補正予算第5号で、ふるさと納税寄附金を3億4,000万円程見込んでおりましたが、実績が2億9,300万円程となったことにより、経費と基金積立金を減額するものであります。34ページでございます。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額293万8,000円の減額、障害者自立支援等給付事業でございます。2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、これにつきましては、財源振替でありまして、幼児教育・保育無償化に係る地方負担分でございます。続きまして、36ページでございます。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額1,000万円減額、病院事業会計繰出金でございます。後ほど、ご説明いたしますけれども、病院事業会計におきまして、病院事業費用において薬品費700万円減額、病院事業収益において300万円増額、よって、財源として1,000万円が不要となるため、一般会計からの繰出負担金を減額するものであります。2項 清掃費 2目 塵芥処理費、236万5,000円減額、廃棄物広域処理事業負担金でございます。当初予算よりも236万5,000円減額となる負担金でございます。続きまして、38ページ、8款 土木費 2項 道路橋梁費 4目 除雪対策費、補正額2,225万1,000円減額でございます。除雪対策経費で町道及び公共施設除排雪業務の委託料でございます。今年の冬の少雪によりまして、委託料が減額されるわけでございますけれども、当初予算では、委託料を6,895万9,000円計上しておりまして、そのうち2,225万1,000円減額をするものでございます。

14ページをご覧いただきたいと思っております。歳入でございます。2款 地方譲与税 1項 地方揮発油譲与税 1目 地方揮発油譲与税、補正額149万6,000円増額、2項 自動車重量譲与税 1目 自動車重量譲与税、699万1,000円増額でございます。16ページでございます。7款 自動車取得税交付金 1項 自動車取得税交付金 1目 自動車取得税交付金、167万5,000円減額でございます。18ページでございます。8款 地方特例交付金 1項 地方特例交付金 1目 地方特例交付金、146万9,000円増額、2項 子ども・子育て支援臨時交付金 1目 子ども・子育て支援臨時交付金、617万5,000円増額でございます。幼児教育・保育無償化に係る地方負担分として特例交付金で交付されるものでございます。20ページでございます。13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 1目 民生費国庫負担金、補正額499万8,000円減額、障害者自立支援給付費負担金でございます。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

2項 国庫補助金 2目 民生費国庫補助金、442万6,000円減額、プレミアム付商品券事業補助金でございまして、昨年度、住民税非課税者及び3歳未満児の子育て世帯を対象とした商品券発行事業に係る補助金でございまして、22ページでございまして、14款 道支出金 1項 道負担金 1目 民生費道負担金196万4,000円減額でございまして、24ページでございまして、16款 寄附金 1項 寄附金 2目 総務費寄附金、4,562万6,000円減額、ふるさと納税寄附金でございまして、ふるさと納税につきましては、令和元年度は2億9,367万4,000円、1万452件で全国から寄附を頂戴いたしました。平成30年度が4,250万円でございますので、約7倍の寄附を頂戴しております。関係いたしまして、基金積立金でございまして、令和元年度末で1億9,960万円程の残高となるものでございまして、26ページでございまして、17款 繰入金 1項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、2,382万2,000円の減額でございまして、28ページでございまして、20款 町債 1項 町債 2目 衛生債、1,820万円の減額、地域安定医療確保対策事業、町立病院への繰出の関係でございまして、この保健衛生債は、過疎ソフト対策事業債でございまして、30ページでございまして、21款 環境性能割交付金 1項 環境性能割交付金 1目 環境性能割交付金、153万7,000円増額、令和元年度の税制改正におきまして、消費税率10%引き上げによる消費の反動対策として行うこととされた自動車税の環境性能割及び、軽自動車の環境性能割の臨時的軽減による減少を補填するために創設された地方特例の交付金でございまして、

8ページをご覧いただきたいと思っております。補正予算第2条に係ります地方債の補正でありまして、第2表のとおり起債の限度額を変更するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 21ページ、国庫補助金、プレミアム付商品券事業補助金ですけれども、これは国庫補助金が出なかったということで、この事業そのものはどういう感じで財源になっているのですか。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 国からの補助金が出なくなったわけではありません。事業費が減少したので、補助金も減少したということでございまして。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 事業費が減少したということは、先ほど、対象が住民税非課税世帯と3歳未満児家庭ということでしたけれども、これって、見込みがあった中でやっていたと思うのですけれども、金額が大きいので、実際はどのような予定をしていて事業費が減少になったのか。そこをお伺いしたいのですけれども。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 (午前10時13分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開します。 (午前10時13分再開)

- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 引き換えられた方、それから、交付販売した方の人数をお知らせしたいと思います。交付対象者が962名ですけれども、実際に引換券を交付された方が390名、40.5%ということで、かなり見込みより少なくなりました。更に、交付券を交付した方が、実際に商品券を買った割合ですけれども、買った方が333名で金額にして731万5,000円分を販売しております。割合にして75%ということでした。そして、実際に券を販売してはいるものの利用された方は85.4%で、さらに減っているというような状況で、その分を補助対象として計上した結果、差額が442万5,700円発生したということでございます。以上です。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 今、引き換えた人に対して、実際に使ったのが75%という言い方だったので、結果的に交付対象962名のうち、最終的に利用された方の人数は何人になったわけですか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 販売した方は、333名ということになります。以上です。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 先ほど、交付されたのが962名で、引き換えた方が390名、40.5%と言われていました。それで、390名から実際に使われた方が333名で、それが75%ということと、もう一つ、その先に85.4%というお話しが出ていたので、どのようになっているのか。数字と割合のところがよく分からなかったので、もう1度、実人数で追っていただけると助かるのですが。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 (午前10時16分休憩)
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開します。 (午前10時17分再開)

- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 すみません。お答えを訂正したいと思います。まず、交付対象者962名に対して引換券を交付したのが390名、その方たちに商品券を販売した方が333名で75.0%ですけれども、商品券を実際に使われた方の人数

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

というのは、分からないわけで、使用の枚数だけ分かります。使用された枚数が1万4,613枚、金額にして730万6,500円となりまして、発行の割合で換金の割合を割り返すと、99.9%になるということです。

- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 私がよく分かっていないのですが、販売したのが333名で、人数はそこで終わりになるわけで、販売した額の最初は先ほど85.4%使われたと言って、それが訂正になって、販売額の99.9%使われて、それが730万円ぐらいの数字が出たという認識で良いですか。要するに、引き換えた方は、基本的に全部を使って、引換を全くされなかった方が相当数いたということによろしいでしょうか。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 お見込みのとおりでございまして、引換券を交付対象者から換金されたものを割り返すと、30.4%になりますので、かなり、引き換えられた方が少ないという判断をしております。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 今の説明で分かりました。それで、この事業を、国の事業ですけれども、これだけ引換率が悪いと言うか、実際に使われなかったというのは、現場で何か話を聞いているということはあるでしょうか。こういう商品券は、あちこちでやっているのですけれども、実際に、こういう形で引き換えなかった事例がこのように出てくることは、今まではなかったのですけれども、その辺、もし、感触で分かれば、分からなければ、それでかまいません。
- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 直接、住民から話はお聞きしていませんけれども、こちらとしても引換券を取りに来る方が、非常に少ないというのは、少し驚いたところではございました。ただ、全国的に見ても同じぐらいの交付割合となっております、月形町だけが突出して少ないわけではないということです。これは想像ですけれども、2万円分を一度に買うということが大変であることやプレミアム率が思っているより少ないという印象になっていることなどが原因として考えられますけれども、それ以上のことは、こちらでも伺っていないところです。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 ありがとうございます。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。承認第1号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

◎ 日程3番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算第5号）

○ 議長 金子 廣司 日程3番 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（令和元年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算第5号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書41ページでございます。ただ今、上程されました承認第2号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第2号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

43ページをお開きください。専決処分書であります。令和元年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分を行い、令和元年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算第5号を定めたものであります。補正予算の要旨であります。令和元年度末を迎え、決算見込みの精査を行っての予算の最終整理をさせていただいております。第1条 収益的収入及び支出の予定額の補正でございますが、収入の部では、1款 病院事業収益 1項 医業収益について300万円増額、2項 医業外収益について1,000万円減額、支出の部では、1款 病院事業費用 1項 医業費用について700万円減額、よって病院事業収益及び病院事業費用の総額を、それぞれ5億6,889万6,000円とするものであります。

52ページをお開きください。収益的収入及び支出に係る支出の部でございますが、1款 病院事業費用 1項 医業費用 2目 材料費でございます。薬品費を700万円減額するものでございます。

50ページをご覧いただきたいと思っております。収益的収入及び支出に係る収入でございますが、1款 病院事業収益 1項 医業収益 1目 入院収益、600万円増額、2目 外来収益300万円減額、2項 医業外収益 1目 他会計負担金1,000万円減額、一般会計負担金の減額でございます。以上で説明を終わります。よろしくご審議の程、お願いいたします。

○ 議長 金子 廣司 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。

質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

○ 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。承認第2号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

○ 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程4番 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）

○ 議長 金子 廣司 日程4番 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（月形町税条例の一部を改正する条例の制定について）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 議案書55ページをお開きください。ただ今、上程されました承認第3号 専決処分の承認を求めることについて、ご説明申し上げます。承認第3号は、地方自治法第179条第1項の規定によって、別紙のとおり専決処分をしたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、本議会の承認を求めるものであります。

57ページをお開きいただきたいと思います。専決処分書であります。月形町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和2年3月31日に専決処分をしたものであります。改正の理由であります。地方税法等の一部を改正する法律等の公布に伴い、月形町税条例について所要の改正を行うものであります。

主な改正内容について、ご説明申し上げます。57ページでございます。月形町税条例の一部を改正する条例第1条ですが、第24条第1項第2号は、個人の町民税の非課税の範囲の見直しで、対象にひとり親を追加、第34条の2は、ひとり親控除を追加する等の改正であります。第36条の3の2は、給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする等の改正であります。第36条の3の3は、同じく公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合において、その旨の記載を不要とする等の改正であります。58ページでございます。第54条第5項は、固定資産税の納税義務者等について、調査を尽くしても所有者が一人も明らかにならない場合、使用者を所有者とみなして課税することができる規定を新設するものであります。下段、第74条の3は、登記または補充課税台帳に所有者として登記または登録がされている個人が、死亡している場合における現所有者に、賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定を新設するものであります。59ページ、中段、第94条第2項は、国のたばこ税と同様、軽量の葉巻たばこの本数を紙巻きたばこの本数に換算する方法についての見直しの改正であります。第96条第2項及び第3項は、課税免除の適用にあたって必要な手続きを簡素化する改正であります。60ページ、上段、附則第3条の2及び附則第4条第1項は、租税特別措置法の延滞金等の特例規定の改正に伴う規定の整備であります。附則第8条第1項は、肉用牛の売却による事業所得に係る課税の特例の期限を3年延長する改正であります。61ペー

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

ジ、中段、附則第17条第1項は、低未利用土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の創設に伴う改正、附則第17条の2第1項及び第2項は、優良住宅地の造成等のために土地を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例について、適用期限を3年延長する改正であります。61ページ、下段から第2条による改正でございます。62ページ、上段、第31条第2項及び第3項は、法人税法において通算法人ごとに申告等を行う改正、連結納税の廃止であります。それに伴う改正等があります。下段、旧第48条第9項でございますけれども、通算法人について課税標準を法人税額とする。個別帰属法人税額の廃止であります。そのことに伴う規定の削除であります。63ページ、中段、第48条第16項及び第50条第2項から第4項は、連結納税の廃止に伴う規定の整備であります。第94条第2項は、軽量の葉巻たばこの本数を紙巻きたばこの本数に換算する方法についての改正でありまして、令和2年10月1日からの2段階の改正であります。64ページ、上段からは、第3条による改正であります。条例第24条、附則第1条第4号及び附則第4条は、単身児童扶養者を個人の町民税の非課税措置の対象に加える改正規定を削除する等の規定の整備であります。65ページ、中段からは、附則でありまして、第1条、施行期日以下、各税に関する経過措置を記載しておりますが、説明は省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
お諮りいたします。承認第3号は、この際、討論を省略し原案のとおり承認することにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎ 日程5番 議案第48号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第4号）

- 議長 金子 廣司 日程5番 議案第48号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第4号）についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書71ページをお開きいただきたいと思います。ただ今、上程されました議案第48号 令和2年度月形町一般会計補正予算（第4号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第4号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8,346万5,000円増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億7,469万7,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は72ページから73ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の補正予算につきましては、主に新型コロナウイルス感染症対策関係経費の予算補正でございます。

それでは事項別にご説明いたします。88ページをお開きください。歳出でございます。2款 総務費 1項 総務管理費 3目 企画費、補正額386万1,000円増額でございます。10節から18節でございますが、日常生活機能対策事業でございます。日常生活機能対策事業の内訳でございますが、主なものは修繕料156万1,000円でございます。これにつきましては、当面の間、代替バス等の待合所として旧JR石狩月形駅舎を活用するというので、その間仕切り設置や暖房設備設置等の改修経費でございます。地域交通利用者駐車場案内看板製作業務24万4,000円でございますが、主に代替バスに乗り継ぐための駐車場の案内をする案内看板、町内5カ所に設置させていただき予定をしております。続きまして、地域交通利用促進PR製品作成業務13万1,000円、顔出し看板、パネルと言いますか、顔の部分がくり抜いてあって、記念写真等をそこで撮影できるようなパネルを作ることに予算計上でございます。そして、補助金でございますが、月形町予約運行型乗合交通事業179万6,000円でございます。本年の夏、8月からデマンド交通の実証試験運行を行う予定でございます。事業者への補助金でございますが、町内の事業者に行っていたきたいということで、現在、話を進めているところでございます。続きまして、8目 財産管理費、534万6,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。今回の補正予算の中でお話しを申し上げる新型コロナウイルス感染症対策経費につきましては、先日の全員協議会でお話ししたものでございますので、詳細は割愛させていただきますけれども、この財産管理費におきましては、役場大会議室の窓枠の改修でございます。換気機能を高めるというものでございます。3項 戸籍住民基本台帳費 1目 戸籍住民基本台帳費、戸籍住民基本台帳事務経費53万7,000円の増額でございます。90ページでございます。3款 民生費 1項 社会福祉費 1目 社会福祉総務費、補正額100万円、新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。福祉施設感染防止対策支援でございます。昨日、一般質問の答弁の中で町長も明示をしておりますけれども、町内の福祉施設5施設への交付金でございます。1施設20万円でございます。用途を限定しないで新型コロナウイルス感染症への対応に活用いただきたいというものでございます。続きまして、2項 児童福祉費 1目 児童福祉総務費、38万7,000円増額でございます。児童手当給付事業でございます。92ページでございます。4款 衛生費 1項 保健衛生費 1目 保健衛生総務費、補正額328万3,000円の減額でございます。後ほど、上程をいただきますけれども、国民健康保険事業特別会計繰出金の減額でありまして、国民健康保険事業特別会計の保険税等の改正に係る予算の見直しに

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

よりまして、一般会計繰出金の減額をするものでございます。2目 予防費、補正額 1,408万5,000円増額でございます。新型コロナウイルス感染症対策経費 1,408万5,000円でございます。内訳でございますが、まず、消耗品費から備品購入費まででございます。内訳でございますが、まず、消耗品費728万1,000円、ここではマスクの購入経費として予算計上をしておりますけれども、このマスクにつきましては、先般の全員協議会におきましてご説明申し上げたところ、色々ご意見を頂戴いたしました。検討いたしまして、町民1人あたり30枚を一律配付するというマスクの配付につきましては、見直しをさせていただきたいと思っております。これも、昨日、町長が一般質問の答弁で申し上げておりますが、困っている方へ優先的にマスクをお渡ししたいという考えを基本といたしまして、全町民一律に配付をするのではなく、備蓄分も考慮してマスクを配付したいと考えております。マスクの配付につきましては、感染防止の目的が第一義でございますが、家計の足しにもなるものと考えておりまして、現段階では、例えば、ご高齢の方、子育て世帯、障がいのある方、さらに町民税非課税世帯等々に絞って配付をしていくことを考えていきたいと思っております。修繕料537万8,000円、これにつきましては、公共施設の上水道の自動水栓化でございます。学校、集会施設などの不特定多数の方が多く利用する箇所を自動水栓化したいというものでございます。現在、119カ所予定をしております。続きまして、通信運搬費でございますが、先ほどのマスクの関係で、全町民一律に郵送により配付することを考えて予算計上をしておりましたが、これについても全世帯とはならないため、マスクの配付方法を含めて再考させていただきたいと思っております。続きまして、備品購入費71万1,000円でございます。これにつきましては、消毒スタンド、足踏み式でございます。公共施設に配置をさせていただくものでございます。続きまして、94ページでございます。7款 商工費 1項 商工費 1目 商工業振興費、補正額4,445万2,000円の増額でございます。新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。内訳につきましては、下段になりますが、交付金1,020万円でございます。町緊急経済対策地域振興支援事業、地域振興商品券の事業でございます。月形商工会に加盟しております全事業所で使用できる3,000円分の商品券を全町民に配付をさせていただきたいと思っております。さらに0歳から18歳の方に対しては、1人あたり3,000円分の商品券を追加して配付させていただき、ご使用いただきたいというものでございます。使用の有効期間でございますが、発行日から6カ月間としたいと考えております。続きまして、通信運搬費でございます。80万5,000円、これは地域振興商品券の書留郵送を予定しておりますけれども、これの郵送料でございます。続きまして、月形町緊急経済対策地域振興商品券発行業務101万2,000円につきましては、月形商工会への委託料でございますけれども、地域振興商品券の印刷、店頭表示のポスター、広告チラシの印刷、換金業務を月形商工会に委託したいと考えております。続きまして、補助金でございます。3つありますけれども、中小企

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

業者等経営持続化支援交付事業3,000万円につきましては、売上が前年同月比で20%以上減少している事業者に対して、減少率に応じて30万円から100万円を給付するという事業の持続化に向けた支援でございます。次に、休業協力・感染リスク低減延長支援金交付事業、それから経営持続化休業特別支援金交付事業でございますが、前段の休業協力・感染リスク低減延長支援金交付事業は、5月7日から15日までの間に北海道が営業休業要請をして、それに協力をした店舗、併せて、町独自の休業要請に協力をした店舗に各10万円を交付、後段の経営持続化休業特別支援金交付事業は、5月19日から31日までの間に北海道が営業休業要請をして、それに協力をした店舗、併せて、町独自の休業要請に協力をした店舗に各10万円を交付するものでございます。96ページでございます。9款 消防費 1項 消防費 2目 防災費、補正額161万4,000円、新型コロナウイルス感染症対策経費でございます。マスク、消毒液、非接触体温計等、それから、防護具等の購入経費でございます。98ページでございます。10款 教育費 1項 教育総務費 3目 教育振興費、補正額1,121万9,000円でございます。小中学校情報機器整備事業、小中学校情報通信ネットワーク工事でございますが、これにつきましては、昨日の一般質問の答弁の中で教育長が明示をしていたものでございます。文部科学省のGIGAスクール構想における学校ネットワーク環境整備事業でございます。小学校、中学校の校内無線LAN環境を整備するものでございます。国庫補助金につきましては、対象経費の2分の1、地方債は過疎債を活用したいと考えております。このネットワーク環境の整備につきましては、児童生徒1人1台端末を前提とした高速大容量の通信ネットワークの整備でありまして、児童生徒1人1台端末の整備事業につきましては、本年第3回議会定例会に補正予算として提出をさせていただきたいと考えております。すみません、92ページに戻っていただきたいと思います。説明漏れがありました。92ページ、4款 衛生費 1項 保健衛生費 5目 保健センター費、備品購入費でございます。保健福祉総合センターの備品購入、冷蔵庫2台でございます。購入から25年を経過した物を更新させていただきたいとするものでございます。その下、2項 清掃費 2目 塵芥処理費、補正額138万6,000円増額でございます。衛生センターの汚水処理施設管理関係業務でございます。昨年度、調整池の変状の原因調査を行ったところでございますが、今後の方針として、水位測定を行い、当面、継続的に監視をして状況の変化を確認したいという結論に至りました。その業務を委託するものでございます。すみません。歳出でもう1目の説明漏れがありました。94ページをご覧ください。7款 商工費 1項 商工費 2目 観光費、60万8,000円の増額でございます。樺戸博物館管理経費でございます。消耗品52万9,000円、これにつきましては、館内の湿度調整剤、資料を保護する紙、資料保護紙等を整備したいというものでございます。それから、備品購入費でございますが、湿度及

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

び温度を計測してデーターを保存するデータロガー3台を整備したいというものでございます。

（我妻議員 午前10時52分入室）

それから、98ページでございます。色々戻って、申し訳ございません。10款 教育費 4項 社会教育費 1目 社会教育総務費、補正額189万5,000円、新型コロナウイルス感染症対策経費でございまして、消耗品費から備品購入費まででございます。来年3月まで図書の貸出しを電話等で受け付けて、郵送して貸し出す「うち読推進事業」を実施するというものでございます。その事業に係る消耗品費、備品購入費等でございますけれども、備品購入費につきましては、図書消毒機を用意したいと考えております。

続きまして、歳入でございます。80ページでございます。13款 国庫支出金 1項 国庫負担金 2目 衛生費国庫負担金、70万9,000円減額でございます。国保会計繰出金の減額財源でございます。2項 国庫補助金 1目 総務費国庫補助金、6,225万2,000円増額、1節 総務管理費補助金でございますが、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金でございまして、これにつきましては、全国に自治体の人口、財政力、新型コロナウイルス感染症の感染者数等を勘案して、交付限度額が掲示されているものでございます。2節 戸籍住民基本台帳費補助金、個人番号カード交付事業費補助金でございます。2目 民生費国庫補助金25万7,000円、子ども・子育て支援事業費の国庫補助金でございます。4目 教育費国庫補助金、475万8,000円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備費補助金でございます。82ページでございます。14款 道支出金 1項 道負担金 2目 衛生費道負担金、175万3,000円減額でございます。国保会計繰出金の減額財源でございます。84ページでございます。18款 繰越金 1項 繰越金 1目 繰越金、補正額1,346万円、令和元年度からの繰越金で、今回の補正予算の一般財源とするものでございます。86ページでございます。20款 町債 1項 町債 7目 教育債、補正額520万円、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業の起債でございます。

74ページをご覧いただきたいと思います。第2表 地方債の補正予算第2条に係るものでございますが、地方債の補正追加といたしまして、公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備事業、限度額520万円、起債の方法、利率、償還の方法については、記載のとおりでございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

○ 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたが、暫時休憩いたします。

（午前10時57分休憩）

○ 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開します。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

（午前11時00分再開）

- 議長 金子 廣司 議案第48号の説明は、既に終わっておりますので、直ちに質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 93ページ、消耗品費、マスクですけれども、一時は予算を付けられたということですが、実は、私が3月の一般質問で、マスクの品薄に掛かる対策を質問し、書面答弁でしたけれども、「本町には全町民に配付するマスクは備蓄していない。状況に応じて必要性を検討する。」と答弁をいただきました。今回の予算計上と状況に応じた必要性について、これの整合性の説明を教えてくださいと思います。また、先ほど困っている方々に配付するというので、範囲を教えてくださいと思いますが、配付の方法も分かれば教えてくださいと思います。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 まず、状況ですけれども、それについては、先般の全員協議会でもお話ししたと思います。その時は、全町民一律にマスク30枚を配付ということでしたけれども、マスクの品薄も落ち着いてきたというご意見もいただきましたので、それを見直しさせていただいたところですが、第一義的には感染防止のために、これから襲ってくるかもしれない第2波、第3波のために、まずは全町民に配付をしたいと考えておりました。そこで、ご意見をいただきましたので、特に困っている方の特定というのは難しいわけですが、違う対象を捉えて配付をしたいと考えておりますけれども、これもまだ検討中ですが、明確にはお答えできません。それで、先ほど、例としてお話しを申し上げましたが、ご高齢の方、例えば70歳以上の方とか、子育て世帯、障がいをお持ちの方、非課税世帯ということも含めて、それを全部という考えではありませんけれども、このように対象を絞って配付をしていきたいと考えています。以上です。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 今の答弁では、第2波、第3波に備えてという答弁だと思っておりますけれども、私は、3月の一般質問をするにあたりまして、町民の声を聞いていました。その当時、マスクは通常の約10倍以上の金額が付いていて、それでも買えない状況であったということで、消毒薬も同じような状況でありました。実はその時、町民は本当に買いたくても買えなかったということです。そして、物はあっても高く買えない。あの時の感染は大変な状況だったと思います。実は、私が今思うのは、書面で1回の答弁でしたから、その時は、本当に行政が支援する時ではなかったのではないかと思います。町長は、昨日の議員の一般質問に対する答弁でも、町民の命を守るのが私の使命と言っていましたけれど、先ほど言った状況に応じた必要性という

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

部分については、もっと前だったのではないかと、今、予算付けする時期ではないと私は思いますが、それについてはどうでしょうか。

- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 議員のおっしゃられるように、判断や即決すべき時期等に誤りがあったとっております。大変、申し訳なく思っております。そのような事態が起こらないように、そして、起こった時に町民の命と安全を守るために、今回、マスク等、そして福祉施設等でクラスターが発生した場合に行政としてスピード感を持ってきちんと対応していくために、今回、この補正予算をご承認いただいて、その備えをしっかりとやりたいと決断したことをご理解いただきたいと思っております。前回の3月時点では、十分な備え等をしっかりとやっていなかった。しかも、私も定例会等に参加できないようなご心配をお掛けし、議員の質問等にしっかりと丁寧にお答えできなかったことについて、改めてお詫びを申し上げたいと思っております。大変、申し訳ありませんでした。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 ありがとうございます。今回のマスクの予算ですけれども、郵送事務費も入れまして1枚約58円という単価になると思っております。30枚で1,740円になると思っております。今は、ほとんどの店頭で並んでいて、在庫もかなりあると思っております。ちなみに、ある商店では3枚110円で売っておりました。ということは、町の予算より1枚あたり21円安いです。先ほど、副町長から困っている方々にマスクを渡したいということも充分に分かります。残った部分については、備蓄に回すということですが、今は備蓄ではなくて、まずは町民の生活支援であると思っております。確かに3,000円の地域振興券、分かります。18歳未満について加算することも分かりますけれども、これだけの予算でしたら、例えば3,000円が4,000円になるかもしれないし、5,000円になるのは難しいかもしれませんが、この備蓄分を生活支援に回して、備蓄分については、今後、発生する予備費等で対応できないのか。まずは、町民の生活支援ということで考えることはできませんでしょうか。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 多少の時間のずれがあったり、この予算を計上するための検討の時期や刻々と状況が変化しているということもありますので、今回、ご提案申し上げた予算の中で、適宜、購入数なども含めて十分に検討しながら、この予算範囲で取り進めたい。そして、国も第2弾の交付金等の検討も進んでおりますので、それらも併せ持って、しっかりとお約束しましたように、町民の命と暮らしを守るため、しっかりと行って行きたいと思っております。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 ありがとうございます。もう1点だけ、確認をさせていただきたいのですが、今、言ったようにマスクの単価が非常に下がっていて、予算上よ

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

りも21円安いということ为例として挙げましたけれども、この消耗品費で困っている方々に対するマスクというのは、消耗品ですけれども、見積りを考えているということで、単価が下がることも充分想定されるということによろしいでしょうか。

- 議長 金子 廣司 保健福祉課長。
- 保健福祉課長 渡辺 泰子 今、町長からもお話しがあったと思いますけれども、マスクの単価は本当に日々どんどん変わっておりまして、こちらとしても、どのタイミングで買ったら良いのか、非常に難しいと感じております。最初に、もっと早くに配るべきではなかったのかというお話もありましたけれども、その当時は、私どもも購入することができないような状況にありましたので、そのようなことが今後は起きないとも限らないですし、また、マスクの単価が上がることもあるのではないかなど、色々なことを見据えながら考えております。ただ、できるだけマスクが安い時期にスピーディーに購入ができるように努力したいと考えておりますので、ご理解いただければと思います。以上です。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 89ページ、歳出、総務費、3目 企画費、月形町予約運行型乗合交通事業、いわゆるデマンド交通の実証試験運行について、お聞きしたいと思います。これが179万6,000円ということで、金額的にはよろしいかと思っておりますけれども、これはバスでやるのか、タクシーでやるのか。それと、運行期間の実態はどのように考えているのか。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 まず、車両の関係ですけれども、町内に1事業所しかございませんけれども、所有のタクシーを活用して運行したいと考えております。実証運行の内容ですけれども、時期を3期に区切って運行したいと考えております。第1期は8月、9月、第2期は10月、11月、それから冬場の状況も見たいということで、第3期として1月、2月という形で運行したいと考えています。対象となる方は、第1期については70歳以上のご高齢の方に絞ってやってみたい。第2期については、高齢者以外の69歳以下への無免許の方、それから障がい者を有する方、この状況を見まして第3期については、こういった対象でやるのかを検討していきたいと思っております。いずれの期間も学校が開校している期間のスクールバスの運行とも絡みますので、そういった期間を捉えながら平日4便、土曜日2便、それぞれ遠隔地域から月形中心地に来るような時間設定で、今、考えてございます。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 議員 松田 順一 今、タクシーで考えるということで、それは、月形の人口的なことを考えたら妥当かもしれませんけれども、実証運行のやっている運行期間中に、事業所に他の予約をする人もいらっしゃる可能性がある時はどうなのか。普通のお客さんが予約が取れないという懸念をしているのですけれども、その件については、どのように考えているのでしょうか。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 当然、タクシーですので、運転手を除きますと4名しか乗れないこととなりますので、それ以上の申し込みがあった場合については、ご遠慮いただくという形になります。今、車両については、現有車両を活用して、会社としては有効に運行ができないかというところで考えていますけれども、これも併せまして実証運行ということで、今後、この結果を踏まえて、どういった車両が良いのかといった点についても、事業者と検討していきたいと考えております。
- 議長 金子 廣司 松田順一議員。
- 議員 松田 順一 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
- 議員 大釜 登 私も、この間の全員協議会の中でマスクについての話しをして、これ在りきでいくと、この案件について納得できなかったのですが、先ほどの副町長の説明の中で、例として高齢者や子どもたち、弱い人たちにマスクの配付を検討するというので、それに対して理解はできます。ただ、本当に困っている人の話を聞くのが、行政の努めかどうか分からないけれども、行政区長や民生委員がいて、その方たちは直に町民と接触していると思うので、だから、自分たちができなければ、そのような方々にも力を貸していただいて、本当の生の町民の声を聞く。私も行政に対して言うのは厳しいけれど、隣の人には話しやすいということもありますので、色々と考えているのは分かるけれども、本当の生の声を聞いて、私たちは、実際に生の町民の声を聞いて、今回、このような発言をしているのですけれども、マスクの配付は8月、早くて7月ということで、先ほど、課長が言ったように値段もどんどん下がってきているということで、そういうことも考えると、今、どうしても必要な物であれば、今すぐには買わなければならないけれども、ある程度、時間があるなら、町民の生の声を聞いて、この予算を執行していただきたいと思います。どうしても当初の内容で通すとなれば、私も反対しますけれども、今回の予算については、そういう検討をしていただけるのであれば、良いという考えでおりますので、しっかり、町民の声を聞いてやっていただきたいと思います。何かあれば。
- 議長 金子 廣司 町長。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 町長 上坂 隆一 全員協議会でも、皆さんからご意見をいただきました。そして、今、また、ご意見をいただきました。本予算では、水道が自動的に出る工事の予算を計上しておりますけれど、今、トイレに入ると自動的に電気がついて、出ると自動的に消える。それから、ドアノブの問題など感染リスクについて、公共施設等でそのような見直しや改善の工夫についても、先般の全員協議会でもお話しをいただきました。そういったことも含めながら、今、大釜議員から言われましたように、町民の声をしっかり聞いて、感染予防、安心安全をしっかりやっていくために、貴重な財源をしっかりと適正に執行したいと考えております。

民生委員や見守りの中で、新型コロナウイルス感染症により色々な心配を受けながら、「来ないで、電話で良い。」というような方もいるようです。しかし、コンコンとノックをして、窓越しで確認をして、「ああ、やっぱり良かった。」「また、来週来るよ。マスクは大丈夫かい。」と双方が安心をして、そして、2週間後に手作りマスクを届けて、喜ばれているという声も聞いています。そのような係わりをしてくれていると、北農場の町営住宅で独り暮らしをされている方からも、先般、お手紙をいただきました。

そのようなことも含めて、しっかりとやっていくことをお約束したいし、今回、議員の皆さんから見たら、あまい予算補正かもしれませんけれど、その辺について、ご理解をいただいて、昨日もお約束したように、しっかりと全力を挙げて町民の安心、そして命や暮らしを守るということで、ご理解いただきたいと思っておりますし、議員各位からも町民の声をお届けいただきたい、そのようにお願いをしたいと思います。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。
○ 議員 大釜 登 町長もしっかりやっていただけるということで、期待しています。ただ、先ほど言ったように、民生委員はボランティアでやっていただいているのですが、例えば、通信運搬費63万円となっていますけれども、これを民生委員に費用弁償を払って、実際に郵送するより直に持って行って、「おばさん、元気かい。」「おじさん、元気かい。」という声掛けが大事であると思うのです。

私も地元の老人クラブに入っていますけれども、この間、花を植えたときに、変な話、「おばさん、マスクしなさい。ないのかい。あげるかい。」と言ったら、「腐るほどあるよ。」という話も聞きます。中には、「私はマスクがないから困る。」と言う方もいますが、今、高齢者はほとんど自分たちでマスクを作っているのです。あえて、ここでマスクがどうしても必要ということではないので、検討するのも良いですが、皆さんの声を真剣に受け止めてやることと、民間の力を利用して、この難局を乗り越えていただきたいと思っておりますので、それについてしっかりやっていただければ、私はこれ以上申し上げませんので、よろしく願いいたします。答弁はいりません。

- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 今、マスクの話が出ていたので、昨日の一般質問でも触れましたけれども、備蓄に回されるということも含めて検討されるということですので、是非ともよろしくお願ひしたいのですけれども、最初に、弱い立場の方ということで、高齢の方、子育て世帯、非課税世帯、障がいある方などというお話しが出ていた時に、うちの町の構成からすると、65歳以上が既に42%もいて、障がいのある方などを付け加えていくと、対象を絞ってと言いながら、実は町民の半数以上が対象になってしまうのではないか、と心配だったのです。今、大釜議員から、民生委員の活用や具体的な話も出ましたし、町長からも例えば70歳以上というお話しも出ていましたので、その辺、実態を十分に把握した上で、この事業の推進をやっていただきたいと思ひます。先ほどの通信運搬費として63万円計上されていることも、マスクそのものよりも、そういう経費も掛かるということで、全員協議会でも提案させていただきましたけれども、マスク引換券のような形で、本当に必要な方が地元のお店で引き換えるということによって、そのお金が地元の商店にもいく、町内経済を回すという意味で、品物がない時は、町として大量に発注して購入することの方がメリットがあると思ひますけれども、市中に出回ったときは、それぞれの方が小さなお金でも回していくことも、町としての一つの役割ではないかと思ひます。その辺、配付方法も、先ほどの大釜議員の民生委員がというお話しはすごく良いと思ひましたし、色々な形があると思ひますが、是非とも、月形ならではの形で進めていただきたいと思ひました。マスクの件は以上です。

他の所をお伺ひしたいのですけれども、89ページ、デマンド交通、先ほど、松田議員から質問のあった件ですけれども、このデマンド交通に関しては、昨年度はそんなに進んでいなくて、概略みたいな形で説明は受けているのですけれども、具体的な話がなくて、もう少し具体的になったところで、話がきちんと上がった上で実証実験という形になるのかと思ひていたので、今回予算付けされたのがちょっと唐突な感じを受けたのですけれども、先ほど、少しお話しを伺って、実証実験なのでお試しでやってみるという話だったのですが、この179万6,000円の費用は、どのような形の積算で計上されているのか、お伺ひします。

- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 まず、掛かります経費ですけれども、先ほど言いました期間の運行可能な日数、それから、1日4便、2便の回数が442回とさせていただきます。当然、予約がなければ減るという形になります。それから、現行タクシーの費用、初乗り金額、距離換算ごとに増えていく金額を、ある一定地域の距離で考えさせていただきますして、1回あたり2,850円掛かるという想定の下、442回分を乗じていただきまして、197万2,646円と経費を考えさせていただきます。実証運行ですけれども乗っていただいた方からは、乗った費用をご負担いただくこと

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

になりますけれども、これについては、距離に関わらず1回400円と非常に少ないですけれども、4人乗れますけれども、積算上は少なくということで、1人乗った計算で17万6,800円、先ほどの197万2,646円から17万6,800円を引いた残金が179万5,846円ということで、今回の経費としてみさせていただきます。

- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 そうしましたら、この事業費の中に全部、運賃も含まれた中で差引きになっているので、それは運賃の回収などを含めて補助金ということですか。そういうやり方は、一般的にあまりないような気がするのですが、その辺の扱い方はどのようになっているのですか。私が心配なのは、実証実験をするのは良いのですが、細かいデーター等が充分に取れるのか。例えば、どれだけ費用が掛かったのかは、最終的に委託で分かりますけれども、利用者人数の回収なども一緒くたになったところで、最終的に請求が掛かった分の補助ということになると思うのですが、その辺は、きちんとデーターが取れるような形になるのですか。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 このデマンド交通の他の自治体のやり方ですけれども、非常に千差万別でありまして、金額につきましても、驚くほど高い所もありますし、このような形でできるのか、という所もあります。運行する回数が限られている地域に限っているというような気はいたしますけれども、この補助金という形でやらせていただく費用につきましても、かなり安価の部類に入るのではないかと考えてございます。一応、タクシーの現行運賃を活用させていただくという方式で、ご了解をいただきましたので、私どもとしても費用的に抑えられたものではないかと思っております。また、データーの関係ですけれども、事前の登録制を取らせていただきます。先ほど言いましたとおり、どなたでもということではないので、限定された方です。事前に登録をさせていただき、その方から事前の予約をいただいて、どこからどこまで行きたいですという申し込みを受けますので、そういった中でのデーターというのは、取れてくるのではないかと考えてございます。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 今回の本年度に行う実証運行は、データーを取ることが目的であると思うので、取れてくるとは思いますではなくて、取るためにどういう設計をするかという所が一番重要なので、そこはやっぱり是非、データーが取れるようなものをしていただきたいと思います。

昨年、JRの代替バスの話のときに、ある時期、並行しながらデマンド交通の話もされていて、曜日によって南地区、北地区と分けてやるとか、かなり複雑な運行形態を取るようなデマンド交通をするわけですから、今の段階で、まだ町民に対する周知もできていないところで、様々なケースが考えられると思いますけれども、とりあえ

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

ず70歳以上の方を対象にということだったのですけれど、その人を一緒に連れて行く若い70歳以下の方がいたとしても乗れないなど、1人だけが乗るわけではない可能性もあるなど、色々なケースが考えられるので、それらが十分にデータとして上がってくるようなものにしていただきたい。委託ではなくて補助金ですから、どういう形なのかよく分からないですけれど、その辺は充分加味した中で進めていくということ認識していてよろしいでしょうか。

- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 まず、代替バスの運行と並行して、デマンド交通を考えていたのではないかとのご質問でしたけれども、こちらといたしましても、本当は代替バスより先に、本来であれば交通弱者をどうにか救済したいということは、代替バスの話題が出る前から言っていたものでしたので、本来であれば代替バスより先に導入できれば良かったと思っているのですけれども、なかなか代替バスの運行も労力を要しましたことから、今回、このような形で補正予算計上とさせていただきました。そうは言っても、1日も早く導入したいというのが担当としての考えでございます。今、言われました同乗する方の件、それから、色々な課題が見えてくると思いますが、そのような点に配慮して、実証運行を進めて行きたいと考えてございます。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 すみません、1点だけ、この件で。これは補助金で出すということは、最初から金額が決まっています、この運行が、先ほど言ったように予約がなかったとしても、この金額は出すということですか。
- 議長 金子 廣司 企画振興課長。
- 企画振興課長 五十嵐 克成 申請の金額については、現在は、業者と協議した数字でありますので、内容につきましては、実績に応じた支払いになるかと考えてございます。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 分かりました。是非、有意義なデータが取れるよう実験をお願いしたいと思います。
- もう1点は、99ページ、社会教育費、うち読事業ですけれども、図書を予約のあった方に郵送で送る形を進めるということですが、これは、令和3年3月までということで予算計上されているわけですが、うち読ということで郵送するのは、図書館がこの前のように臨時休館した時だけが対象なのか、平常時も同じように進めるのか、その適用範囲を教えてください。
- 議長 金子 廣司 教育次長。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 教育次長 加藤 弘光 この事業につきましては、現状としては令和3年3月まで実施する予定でありますけれども、開館している場合も、図書館にご自身で来られて借りたいという方もいらっしゃいますので、並行して実施していく形になります。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 この事業で一番大きいのは、通信運搬費になると思うのですけれども。消毒機は、うち読に限らず、貸出ししていた図書が返却された時にも使えるし、それはこれから先に色々な応用が利くので良いのですけれども、この通信運搬費は何冊ぐらいの計上で、その積算としては、貸出冊数の何%ぐらいということなのか。どういう基準で計算されたのか、お伺いします。
- 議長 金子 廣司 教育次長。
- 教育次長 加藤 弘光 これについては、一度、ゴールデンウィーク期間中に予約の実施をしております。その実績をもとに今回、計算をさせていただきました。内容としては、月曜日から水曜日まで予約を受付いたしまして、金曜日に発送を行う形で、予定としては、42回実施する形になります。配送としては、現在、ゆうパックを考えているのですけれども、ゆうパックを利用して1カ所あたり1,030円の郵送料ということで、1日あたり配送箇所を7カ所程度ということで計算しておりますので、1週間で21個を郵送するという内容になっております。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 事業全体の設計は分かりました。郵送に係わる経費ですけれども、町内配送なのにゆうパックを使うことは経費的には掛かると思うので、書籍運搬は郵便の中でも中身を完全に密封しない状況で、安く運搬できる郵便システムがあるので、できるだけ経費を抑えるような形の中で、この事業そのものは良い取り組みであると思うので、経費の節減を図りながら長い目でこれが活用できる、例えば、入院している子どもや足が悪くて図書館に足を運べない方など、色々な方で応用は利くと思うので、最初の段階なので、あまりにも経費が掛かり過ぎて、頓挫してしまうのはもったいないと思いますので、是非ともその辺、検討した上で進めていただきたいと思います。
- 議長 金子 廣司 教育長。
- 教育長 古谷 秀樹 ある意味、実証事業でございますので、検討させていただいて、少しでも安価の方法で配送できるよう検討して参りたいと思います。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 楠 順一議員。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

○ 議員 楠 順一 1点だけ。新型コロナウイルス感染症対策の基本的な考え方、今後のことですけれども、今、マスクに関して、色々な議論が出てきて、これはある意味、今まで経験のない事態ということと、それが、局面がコロコロ変わっていくわけです。その中で判断のタイミングなど、非常に難しいというように私は聞いておりました。それで、このようなことで色々な議論が出てくるのは、大事なことであると思います。ただ、私、実は全員協議会でも言わなかったのですけれども、「今更、マスクかよ。」という空気がかなり強かったのですが、我々日本人は、その時の状況で一喜一憂して動くというのが往々にしてあります。行政は、町民の一喜一憂した動きだけではなくて、もう少し長いスパンで対策を考えていく、そのような時期に来ているのではなかという気がしています。役場の擁護をするわけではないですけれども、やはり個々の家庭でマスクの備蓄をして、安心を確保することも有かなと、私は内心思っていたのですけれども、申し上げはしなかったのですが、色々な意見が局面によって出てくると、それから、もう少し長いスパンで、これからのよく言われている暮らし方、ライフスタイルが変わっていくということも含めて、町民も含めてわが町、町民を守るために、もう少し長い目で政策を考えていくということも、これから頭に置いていかなければならない気がしますので、色々な意見が出てくるのは、すごく大事であると思うのです。ですから、それを一時の、どちらが正しいのか、最後になってみないと分からないですから、なるべく冷静になって、お互いに色々な視点を交えて政策判断していただきたいと、今回の議論を聞いて感じました。その点について、町長のご意見があれば、伺いたいと思います。

○ 議長 金子 廣司 町長。

○ 町長 上坂 隆一 議員の皆さんが、この6月期末手当の30%を新型コロナウイルス感染症対策にという提案があり可決されていることも踏まえて、貴重な財源をしっかりとやって行かなければならない。ただ、私は、改めて、今の色々な状況の中で、新型コロナウイルス感染症に感染した方が、感染したくて感染したわけではないけれど、大変な辛い思いをしていたり、病院で一生懸命に働く人たちについても、ああだ、こうだと、なっている状況を踏まえて、共生社会、月形が誰もが安心して豊かに暮らせる共生のまちづくり、新型コロナウイルス感染症としっかりと戦っていく社会を作っていくというのが、今、議員が言われたように、その先頭に私が、そして、行政がその時々、場当たりに一喜一憂して動くのではなく、しっかりと先々を見据えて政策を打ち出していかなければならない。その前提は、私は、やはり、人を尊敬すること、そして共調し信頼することがしっかりなければ、共生社会、新型コロナウイルス感染症と戦う、しっかりした地域社会を作っていくことはできない。その土台は、やはり、人を尊敬し信頼し合うことが大事な土台、基盤であると思っています。役場内においては、チームワークを持って、行政、政策を作り上げていきたいと思っています。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 議長 金子 廣司 楠 順一議員。
- 議員 楠 順一 分かりました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第48号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午前11時46分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開します。 （午後 1時30分再開）

- ◎ 日程6番 議案第55号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程7番 議案第49号 令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 議長 金子 廣司 日程6番 議案第55号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、日程7番 議案第49号 令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、関連がありますので一括議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書151ページでございます。ただ今、上程されました議案第55号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。令和2年度の保険税率の検討におきましては、所得割課税標準額は前年よりわずかに増加しているものの、現行税率で試算をしたところ、北海道に納付する保険事業費納付金等の額を賄うまでの保険税に至らない結果となりました。しかしながら、財政調整基金の保有残高や新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度の所得の減少が見込まれることなどを勘案し、また、更に北海道の標準保険税率を考慮して検討をした結果、保険税については、財政調整基金を活用して負担軽減を図っていく方針としたところでございます。今回の保険税率の改正につきましては、その考えを月形町国民健康保険事業運営協議会にお諮りし、考えは妥当であるとの答申をいただき、今回ご提案させていただいております。それでは、事前に配付させていただいております議案第55号の説明資料をご覧いただきたいと思います。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

別紙説明資料により説明する。

議案書152ページでございますが、附則の施行期日と経過措置であります。この条例は、公布の日から施行し、改正後の月形町国民健康保険税条例の規定は、令和2年4月1日から適用するものであります。経過措置としまして、改正後の月形町国民健康保険税条例の規定は、令和2年度以後の年度分の国民健康保険税に適用し、令和元年度までの国民健康保険税については、従前の例によるものであります。この関連予算でございますが、上程いただきました議案第49号 令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）でご審議をいただくものであります。議案第55号についての説明は以上でございます。

続きまして、議案書101ページをお開きいただきたいと思います。議案第49号 令和2年度月形町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第1条ですが、補正予算第2号は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ99万4,000円減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億3,248万5,000円とするものであります。また、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は102ページから103ページの第1表 歳入歳出予算補正によるものであります。

今回の予算補正であります。当該、国保会計の当初予算は、保険税額の算定基礎となる所得割課税標準額が出されていない中で、例年、概算の見込みにより予算編成をして当初予算を計上しております。先ほどの議案第55号 月形町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてで、ご説明申し上げましたとおり、令和2年度における課税額等を改正させていただき、それをもとに予算の補正を行うものであります。内容は、主に保険税額を減額すると共に、財源として財政調整基金からの繰入金を増額するなど、会計全体の財源を補正するものであります。

114ページをお開きいただきたいと思います。歳出でございます。3款 国民健康保険事業費納付金 1項 医療給付費分 1目 医療給付費分、補正額34万3,000円減額でございます。2項 後期高齢者支援金等分 1目 後期高齢者支援金等分、35万5,000円の減額でございます。3項 介護納付金分 1目 介護納付金分、29万6,000円の減額です。

110ページでございます。歳入でございますが、1款 国民健康保険税 1項 国民健康保険税 1目 国民健康保険税、補正額1,823万8,000円減額、内訳は1節から3節のとおりでございます。112ページでございます。6款 繰入金 1項 他会計繰入金 1目 一般会計繰入金、328万3,000円の減額、一般会計繰入金、保険基盤安定繰入金の軽減分と支援分でございます。2項 基金繰入金 1目 財政調整基金繰入金、2,052万7,000円、財政調整基金繰入金で財源を賄いますけれども、令和元年度末での基金現在高は約1億600万円でございます。令和元年度の繰越金の見込みが約1,000万円となる見込みでございますので、そのとおり

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

行きますと、財政調整基金の繰入金が、最終的には1,000万円程で財源が賅えるだろうという予定でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 110ページですけれども、歳入の国保税の関係で1節から3節までということですが、例年と比べるとかなりの金額ですが、どの所得が落ちていて、今の保険税の給与は何割とか、システム的にきれいに出ないのは知っているのですけれども、分かる範囲で教えていただけませんか。
- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 原 博由樹 所得別の増減の状況ということでございますけれども、町民税の算定資料にございます給与所得、農業所得、雑所得等の所得区分の振分けですが、システム上、最大所得での分類としかならず、人によっては、前年は給与所得の中に人数として計上されてカウントされている方が、給与所得は落ちたけれども事業所得が若干回復して給与所得を上回っている時には、翌年は事業所得者として人数カウントされるものですから、そのような関係で正確な数字は把握できないという状況でございます。ただ、先ほど副町長の説明でもございましたけれども、課税標準額でいきますと、令和元年度の試算の段階では5億8,300万円程でございました。これが、今回、試算の段階で5億9,600万円ということで、1,200万円相当の回復があった。近年の状況を見ますと5億8,000万円から6億円弱で、ここ5、6年を平均すると推移してございまして、ただ、平成28年度は7億6,900万円、平成30年度には8億5,400万円、これらについては、特に一次産業である農業所得、あるいは農業所得に起因する各転作奨励金というような転作物に対する国の交付金、補助金も影響があると考えておりますので、そのようなことで、明確には区分できないことをご理解いただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 東出善幸議員。
- 議員 東出 善幸 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。

- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 最初の説明で、令和2年の所得減少が見込まれることと、道を通した他の自治体の保険税率との絡みの中で、財政調整基金を使って負担軽減に努めるようにするという方向性の話があったと思うのですけれども、現状として月形の場合、かなり高い分類にならざるを得ない感じでしょうか。今、財政調整基金を入れ

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

ることによって、平均的な所まで下げているというイメージでよろしいですか。どの辺の位置付けになっているのか、知りたいのですけれど。

- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 原 博由樹 現行の所得割、応能割、応益割が、道が示す標準的な割合に比べてどのような状況かということですが、現在、健康保険税の所得割の算出基礎額が少し複雑になっており、医療給付費分、介護納付金分、後期高齢者支援金分と、それぞれありまして、この3つを足すと、今回、所得割は変わっておりませんが、9.3%の税率になります。一方、広域で財政運営する道がシュミレーションする月形町の標準的な税率については、3つで12.16%、これが道が示す標準であるということをごさいます。その開きが2.86%ごさいます。この分は、基金の繰入等によって抑制をしているとお考えいただいて良いところかと思っております。合わせて、応益割でごさいます。均等割、平等割ですけれども、こちらは議員皆さんもご承知のとおり、過去から道内平均に比べると高いと言われ続けておりまして、これも、今回、3つを足すと町の分が4万9,000円、道が示す標準が4万8,616円、それから、平等割の特定世帯以外分ですけれども、こちらが町の3つの合計が3万3,000円、これに対して道が示す標準が3万1,316円ということで、所得割を除いては、広域で後に保険料率を統一する際に求めてくるであろう税額に近づいている。合わせて、今の北海道の広域の中で保険料率を統一しようという動きが令和12年に向かって、約10年後ですけれども、動いております。この間に、それぞれ市町村で課税限度額が法定限度額に達していない所、あるいは法定外の繰入で決算を抑えている所、このようなものの解消を年次的にやっていくというようなことがテーマとして掲げられておりまして、月形町においては、広域に移行する際に、当時4方式でありました所得割、資産割、均等割、平等割、そのうち資産割は廃止をしてごさいます。合わせて法定外の繰入もやっていない。課税限度額は税法どおりということでごさいますので、10年先に向かって所得割以外については、この状態が続けば大きな激変が起きない。激変については、今のところ、保険料抑制のために今、財政調整基金で持っているものを活用していけば、激変緩和できるのではないかと、そのようなことをごさいます。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 今の説明でよく分かってきたのですけれど、今回の財政調整基金を入れることが、10年スパンの統合に向けた一つの動きであると思うのですけれども、先ほどの説明で、令和2年の所得減少が見込まれるということと、今回の新型コロナウイルス感染症の関係で、今年度は良いとしても来年度以降、その辺の影響も出てくると思うのですけれども、そうなれば、財政調整基金を今ある1億円ぐらいから取崩しながらも、最終的な目標の10年後の統合に向けてやっていくという方向になるという考え方でよろしいですか。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 議長 金子 廣司 住民課長。
- 住民課長 原 博由樹 大きな流れとしては、議員がおっしゃるとおりであろうと私も感じておりました、後は、その年の所得の変動、例えば、先ほど平均的に5億8,000万円から6億円弱と申し上げましたけれども、例えば7億円になっても所得割は変更しないというようなことで、そのような年には基金繰入がいつもの年よりも減るということも考えられますし、逆に極端に所得が落ちてしまった時については、併せて、その時の基金の状況を勘案しながら考えていかざるを得ないと感じております。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 了解しました。
- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第55号及び議案第49号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程8番 議案第50号 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第2号）

- 議長 金子 廣司 日程8番 議案第50号 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第2号）を議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書117ページでございます。ただ今、上程されました議案第50号 令和2年度国民健康保険月形町立病院事業会計補正予算（第2号）について、ご説明申し上げます。第2条 収益的収入及び支出の予定額の補正ですが、収入の部では、1款 病院事業収益 1項 医業収益について259万4,000円減額、支出の部では、1款 病院事業費用 1項 医業費用について、同額の259万4,000円減額、よって、病院事業収益及び病院事業費用の総額をそれぞれ5億5,960万9,000円とするものであります。
今回の補正予算につきましては、診療報酬請求等の医療事務を会計年度任用職員による直営の事務処理から、業者への業務委託に変えたことによります予算の組み替えであります。医療事務は、専門性を必要とするところがございますが、これまで会計年度任用職員、令和元年度までは嘱託職員として、そのような人材をкаろうじて確保

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

してきたところでございますが、令和2年度に入る前に、それが相当難しい状況になって参りました。そのような中、医療事務業務を請け負っていただける業者が出現したため、業務委託に切り替えるものであります。

126ページをお開きいただきたいと思います。収益的収入及び支出に係る支出の部ですが、1款 病院事業費用 1項 医業費用 1目 給与費、840万2,000円の減額、2節から4節のとおりでございます。3目 経費580万8,000円増額、委託料でございまして、医療事務業務で1,056万円増額でございます。

124ページでございます。収益的収入及び支出に係る収入の部でございますが、1款 病院事業収益 1項 医業収益 2目 外来収益、補正予定額259万4,000円の減額でございます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 医療事務の関係ですけれども、以前は業務委託をしていて、自前の嘱託職員になって、たまたま制度が変わって会計年度任用職員という形になったと記憶しているのですけれども、その流れはそういう感じで良かったでしょうか。昔は、業務委託ではなくて、自前で事務を持つことの方がメリットがあるという感じだったという記憶があるのですけれど。
- 議長 金子 廣司 病院事務長。
- 病院事務長 吉永 裕也 今の件につきましては、平成28年度までは業者委託をしておりました。平成29年度から委託できる業者が撤退したので、自前で何とかやろうということでやっておりましたけれども、嘱託職員を採用しましたが短期間で退職ということで、なかなか馴染まない、それと、医療事務の計算について、うまく引き継ぎができないということもありまして、今回、3月の予算特別委員会でもお話ししましたけれども、2月に嘱託職員がまた退職となりましたので、思い切って、4月を目途に業者に委託をしたいということで、去年の12月に病院のコンサルタント業務ということで、中の収入などの見直しをしていた業者ができるということでしたので、そちらに委託業務をお願いしたということで、ご理解いただきたいと思います。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 127ページの予算書に病院コンサルタント業務で減額になっているのですけれども、これとは関連があるということですか。その関係性が分からないのですけれども。
- 議長 金子 廣司 病院事務長。
- 病院事務長 吉永 裕也 病院コンサルタント業務だけを令和2年度当初からお願しようとしていたのですけれども、医療事務業務全般をお願いするというので、

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

この中に病院コンサルタント業務を入れたということで、単独のコンサルタント業務を外したということで、ご理解いただきたいと思います。

- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
 - 議員 宮下 裕美子 そうしましたら、医療事務業務というのは、単なる受付業務だけでなく、コンサルタント業務も含まれた業務委託ということでよろしいですか。
 - 議長 金子 廣司 病院事務長。
 - 病院事務長 吉永 裕也 そうです。医療事務の計算、国保連合会、社会診療報酬支払基金に診療報酬を請求する事務から、そこに至るまでの病院内の経費の見直し、診療報酬の点数単価の見直し等を全部含めて医療事務業務の中でやっていただくということでございます。以上です。
 - 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
 - 議員 宮下 裕美子 もう1点だけ確認させていただきたいのです。そうしましたら、今の業者がそのまま、これから先も契約がずっと続けられるようであれば、毎年度、この580万円程度で、今言われた業務全般をやっていただけるということでしょうか。
 - 議長 金子 廣司 病院事務長。
 - 病院事務長 吉永 裕也 580万8,000円は今回の補正額でございます。1,056万円を請負っていただいて、今後はやれるということでございます。
 - 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
 - 議員 宮下 裕美子 分かりました。
 - 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第50号は、原案のとおり可決することにしたと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- ◎ 日程9番 議案第51号 月形町税条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長 金子 廣司 日程9番 議案第51号 月形町税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
 - 議長 金子 廣司 副町長。
 - 副町長 堀 光一 議案書135ページでございます。ただ今、上程されました議案第51号 月形町税条例等の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げ

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

げます。改正の趣旨であります。新型コロナウイルス感染症の納税者等への影響緩和を図るため、令和2年4月30日地方税法等の一部を改正する法律が公布、施行されたことに伴い、月形町税条例について、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容であります。57ページ、月形町税条例の一部を改正する条例第1条についてですが、第51条第2項から第139条の3第2項までは、減免申請期限について例外規定を定める改正であります。136ページでございますが、上段、附則第10条は、中小企業者等が事業の用に供する一定の家屋及び償却資産に対して課する令和3年度分の固定資産税の課税標準について、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための影響の措置により、令和2年2月から10月までの間における連続する3月の期間の収入を前年同期の収入で除して得た割合が、50%以下となる場合、その価格に0を、70%以下となる場合はその価格に2分の1を乗じて得た額とする規定の整備でございます。また、中小事業者等がこの法律の施行の日から令和3年3月31日までの間に、生産性向上特別措置法に規定する認定先端設備等導入計画に従って取得した同法に規定する先端設備等に該当する一定の家屋及び構築物について、固定資産税の課税標準を当該家屋及び構築物に対して新たに固定資産税が課されることとなった年度から3年度間は、その価格に0以上2分の1以下の範囲内において市町村の条例で定める割合を乗じて得た額とする規定の整備であります。附則第10条の2は、地域決定型地方税特例措置がまち特例の規定の整備であり、22の項を加えるものであります。137ページ、下段、附則第15条の2は、軽自動車税の環境性能割非課税措置及び税率の特例措置について、その延長を定めるものであります。138ページ、上段、附則第23条は、新型コロナウイルス感染症等の影響による事業収入の減少等の事実により、町税を納付することが困難であると認められるときは、その納期限から1年以内の期間に限り、その徴収を猶予することができること及びその申請期限と取り消し要件を規定する新設であります。第2条による改正であります。第2条の規定は、令和3年1月1日からの施行であります。附則第24条は、寄附金税額控除の特例として、入場料金等払戻請求権の放棄を一定期間内にした場合には、その放棄した部分の入場料金等払戻請求権の価格に相当する金額の寄附金を支出したものとみなし、個人の町民税の寄附金税額控除の対象とする規定の新設であります。附則第25条は、住宅借入金等特別税額控除特例として個人の町民税の住宅借入金等特別税額控除について、その適用期限を令和16年度の個人の町民税まで延長する規定の新設であります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第51号は、原案のとおり可決することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

- ◎ 日程10番 議案第52号 月形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正す
る条例の制定について
- 議長 金子 廣司 日程10番 議案第52号 月形町固定資産評価審査委員会
条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書141ページでございます。ただ今、上程されました
議案第52号 月形町固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定につ
いて、ご説明申し上げます。今回の条例改正であります。条例中で引用している法
律が改められたことに伴う改正でありまして、「行政手続等における情報通信の技術の
利用に関する法律」を「情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律」に、「情
報通信技術利用法」を「情報通信技術活用法」に改めるものでございます。以上、簡
単ですが、説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第52号は、原案のとおり可決することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定
いたしました。

- ◎ 日程11番 議案第53号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定につ
いて
- 議長 金子 廣司 日程11番 議案第53号 月形町手数料条例の一部を改正
する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書143ページでございます。ただ今、上程されました

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

議案第53号 月形町手数料条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、情報通信技術の活用による行政手続き等に係る関係者の利便性の向上、並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続き等における情報通信技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律が、令和2年5月25日に施行されたところでありまして、これに伴い、同日をもって行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律第7条に規定する通知カード、マイナンバーを知らせる紙製の通知書でございますが、このカードの新規発行や記載事項の変更手続き等が廃止をされたところでもあります。このため、通知カードの再交付に係る手数料を規定している手数料条例を改正するものでありまして、143ページの別表中（5）通知カードの再交付を表中から削除するものであります。附則であります。この条例は、交付の日から施行し、令和2年5月25日から適用するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第53号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
 - 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。
- ◎ 日程12番 議案第54号 月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議長 金子 廣司 日程12番 議案第54号 月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
 - 議長 金子 廣司 副町長。
 - 副町長 堀 光一 議案書145ページをお開きいただきたいと思います。ただ今、上程されました議案第54号 月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、厚生労働省令の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴う関係条例の一部改正でございます。第6条に第2項及び第3項として、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設、保育所

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

や幼稚園または認定こども園ですが、この連携施設の確保が困難な場合に係る規定を146ページ、第4項及び第5項として家庭的保育事業者等により保育を受けていた利用乳幼児を当該保育の提供の就労に際して、当該利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き連携施設において受け入れて、教育または保育を提供することの規定を適用しないこととすることができる規定を加えております。同じく146ページ、下段、第16条第2項、食事の提供の特例における搬入施設について2号を加えております。147ページ、中段、第28条以下は、小規模保育事業A型等を行う事業所の設備基準や職員に関する規定の改正であります。附則であります。この条例は、公布の日から施行し、改正後の月形町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の規定は、令和2年4月1日から適用するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第54号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程13番 議案第56号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

- 議長 金子 廣司 日程13番 議案第56号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書155ページでございます。ただ今、上程されました議案第56号 月形町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明申し上げます。今回の条例改正につきましては、介護保険法施行令等関係法令の改正により、低所得者の第1号保険料の軽減措置を令和元年10月の消費税率10%への引き上げに合わせて更に強化し、保険料の軽減措置を完全実施することに伴い、当該条例の一部を改正するものであります。改正内容ですが、第一段階から第三段階までの保険料をさらに軽減するもので、第一段階は、令和元年度において年額2万4,900円の保険料を令和2年度が1万9,900円に、第二段階は、同じく4万1,500円の保険料を3万3,200円に、第三段階は、同じく4万8,100円の保険料を4万

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

6,400円に軽減するものであります。附則であります。施行期日、1項 この条例は、公布の日から施行し、改正後の月形町介護保険条例の規定は、令和2年4月1日から適用するものであります。経過措置としまして、2項 この条例による改正後の月形町介護保険条例第3条の規定、保険料の額を定めている規定でございますが、これは、令和2年度分の保険料から適用し、令和元年度以前の保険料については、なお従前の例によるものであります。3項 この条例による改正後の月形町介護保険条例第10条の規定、保険料減免の規定でございますが、これは、令和元年度分の保険料から適用するものであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第56号は、原案のとおり可決することにししたいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程14番 議案第57号 月形町過疎地域自立促進市町村計画の変更について

- 議長 金子 廣司 日程14番 議案第57号 月形町過疎地域自立促進市町村計画の変更についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書157ページでございます。ただ今、上程されました議案第57号 月形町過疎地域自立促進市町村計画の変更について、ご説明申し上げます。月形町過疎地域自立促進市町村計画につきまして、その一部を変更したく、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものであります。この計画変更は、現在、過疎地域自立促進市町村計画に搭載されていない事業を計画に搭載し、事業の財源として予定をします過疎対策事業債の申請を可能とするための変更手続きであります。計画の変更内容であります。2産業の振興において、農産物の生産性向上のため青果物集出荷貯蔵施設整備と穀類乾燥調製貯蔵施設整備を加えるとともに、過疎地域自立促進特別事業としてプレミアム付き商品券発行事業を追加するものであります。158ページですが、4生活環境の整備において、その他生活環境の整備に関する事項を改め、過疎地域自立促進特別事業として町有施設解体事業を追加するものであります。159ページですが、

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進において、同じく、過疎地域自立促進特別事業として認定こども園利用者負担等無償化事業と乳幼児等医療給付事業を追加するものであります。最後に7 教育の振興において、学校ICT環境整備事業を追加するものであります。なお、この本計画の変更につきましては、北海道との間の事前協議を終了しているものであることを申し添えさせていただきます。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。お諮りいたします。議案第57号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程15番 議案第58号 月形町穀類乾燥調製貯蔵施設機械整備工事請負契約について

- 議長 金子 廣司 日程15番 議案第58号 月形町穀類乾燥調製貯蔵施設機械整備工事請負契約についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書161ページでございます。ただ今、上程されました議案第58号 月形町穀類乾燥調製貯蔵施設機械整備工事請負契約について、ご説明申し上げます。令和2年5月28日一般競争入札に付した月形町穀類乾燥調製貯蔵施設機械整備工事について、請負契約を締結するため、地方自治法の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。議案書の記以下であります。1 工事名は月形町穀類乾燥調製貯蔵施設機械整備工事、2 工事場所は月形町南耕地、3 契約の方法は一般競争入札による契約、4 契約金額は3億6,135万円、5 契約の相手方は兵庫県尼崎市浜1丁目1番1号 クボタアグリサービス株式会社 代表取締役社長 飯塚智浩であります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第58号は、原案のとおり可決することにしたいと思いを
す。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

- ◎ 日程16番 議案第59号 月形町青果物集出荷貯蔵施設新築工事請負契約につ
いて
- 議長 金子 廣司 日程16番 議案第59号 月形町青果物集出荷貯蔵施設新
築工事請負契約についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書163ページでございます。ただ今、上程されました
議案第59号 月形町青果物集出荷貯蔵施設新築工事請負契約について、ご説明申し
上げます。令和2年5月28日一般競争入札に付した月形町青果物集出荷貯蔵施設新
築工事について、請負契約を締結するため、地方自治法の規定及び議会の議決に付す
べき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるも
のであります。議案書の記以下であります。1 工事名は月形町青果物集出荷貯蔵施
設新築工事、2 工事場所は月形町南耕地、3 契約の方法は一般競争入札による契約、
4 契約金額は4億9,280万円、5 契約の相手方は帯広市西4条南8丁目12番地
宮坂建設工業株式会社 代表取締役 宮坂寿文であります。以上で説明を終わります。
ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第59号は、原案のとおり可決することにしたいと思いま
す。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定い
たしました。

- ◎ 日程17番 議案第60号 月形町青果物集出荷貯蔵施設機械整備工事請負契約
について
- 議長 金子 廣司 日程17番 議案第60号 月形町青果物集出荷貯蔵施設機
械整備工事請負契約についてを議題といたします。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書165ページでございます。ただ今、上程されました議案第60号 月形町青果物集出荷貯蔵施設機械整備工事請負契約について、ご説明申し上げます。令和2年5月28日一般競争入札に付した月形町青果物集出荷貯蔵施設機械整備工事について、請負契約を締結するため、地方自治法の規定及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。議案書の記以下であります。1 工事名は月形町青果物集出荷貯蔵施設機械整備工事、2 工事場所は月形町南耕地、3 契約の方法は一般競争入札による契約、4 契約金額は1億3,178万円、5 契約の相手方は大阪市北区鶴野町1番9号 ヤンマーグリーンシステム株式会社 代表取締役 森山弘寿であります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。議案第60号は、原案のとおり可決することにしたいと思えます。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 暫時休憩いたします。 （午後 2時24分休憩）
- 議長 金子 廣司 休憩前に引き続き会議を再開します。 （午後 2時40分再開）
（渡辺農業委員会会長 午後 2時40分退席）

◎ 日程18番 同意案第1号から日程28番 同意案第11号までの11件月形町農業委員会委員の任命について

- 議長 金子 廣司 日程18番 同意案第1号から日程28番 同意案第11号までの11件は、いずれも月形町農業委員会委員の任命についてでありますので、一括議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書167ページから187ページです。ただ今、上程されました同意案第1号から同意案第11号までの11件を一括してご提案させていただ

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

きます。いずれも月形町農業委員会委員の任命について、本議会の同意を求めるものであります。農業委員の任命につきましては、農業委員会等に関する法律の規定によって、議会の同意を得て任命するものであり、任命する委員の数は月形町農業委員会の定数に関する条例に規定する定数11名であります。なお、委員の任期は、令和2年7月20日から令和5年7月19日までの3年間です。

それでは、議案書167ページ、同意案第1号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 樺戸郡月形町*****、氏名 瀧澤 剛、*****生まれです。

続きまして、議案書169ページ、同意案第2号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 樺戸郡月形町*****、氏名 渡辺祥紀、*****生まれです。

続きまして、議案書171ページ、同意案第3号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 樺戸郡月形町*****、氏名 服部 栄、*****生まれです。

続きまして、議案書173ページ、同意案第4号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 樺戸郡月形町*****、氏名 青柳和宏、*****生まれです。

続きまして、議案書175ページ、同意案第5号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 樺戸郡月形町*****、氏名 山崎敏美、*****生まれです。

続きまして、議案書177ページ、同意案第6号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 樺戸郡月形町*****、氏名 黒宮勝美、*****生まれです。

続きまして、議案書179ページ、同意案第7号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 樺戸郡月形町*****、氏名 小野栄治、*****生まれです。

続きまして、議案書181ページ、同意案第8号 月形町農業委員会委員の任命に

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

ついて、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 樺戸郡月形町*****、氏名 内藤康志、*****生まれです。

続きまして、議案書183ページ、同意案第9号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 樺戸郡月形町*****、氏名 金山伸吾、*****生まれです。

続きまして、議案書185ページ、同意案第10号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 樺戸郡月形町*****、氏名 加藤隆行、*****生まれです。

続きまして、議案書187ページ、同意案第11号 月形町農業委員会委員の任命について、次の者を月形町農業委員会委員に任命したいから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定によって、本議会の同意を求めます。記として住所 樺戸郡月形町*****、氏名 渡辺早智子、*****生まれです。

ただ今、ご説明申し上げました同意案第1号から同意案8号までの委員については、個人による推薦の委員であります。同意案第9号及び同意案10号の委員については、団体等による推薦の委員であります。また、同意案第11号の委員については、応募による委員であります。なお、同意案に係る本人の経歴等については、お手元に配付の説明資料、月形町農業委員任命者経歴等のとおりでありますので、その内容の朗読については割愛させていただきます。以上で説明を終わります。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、同意案第1号から同意案第11号までの説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。同意案第1号から同意案第11号までの月形町農業委員会委員の任命についてを採択いたします。この採択については、1件ずつ行いたいと思えます。
- 議長 金子 廣司 お諮りいたします。同意案第1号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 議長 金子 廣司 次に、同意案第2号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 次に、同意案第3号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 次に、同意案第4号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 次に、同意案第5号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 次に、同意案第6号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 次に、同意案第7号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 次に、同意案第8号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 次に、同意案第9号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。
- 議長 金子 廣司 次に、同意案第10号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 議長 金子 廣司 次に、同意案第11号は、原案のとおり同意することに、ご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

（渡辺農業委員会会長 午後 2時51分入室）

◎ 日程29番 報告第1号 継続費繰越計算書について（令和元年度月形町一般会計）

- 議長 金子 廣司 日程29番 報告第1号 継続費繰越計算書について（令和元年度月形町一般会計）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書189ページでございます。ただ今、上程されました報告第1号 継続費繰越計算書について、ご説明申し上げます。令和元年度月形町一般会計において、地方自治法第212条第1項の規定に基づく継続費の逡次繰越について、同法施行令第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告させていただくものであります。

190ページをご覧ください。本年5月31日に調製をしました令和元年度継続費繰越計算書であります。継続費の事業は、まちづくり推進事業、JR札沼線記録映像制作業務であります。継続費総額165万円で令和元年度の支出額が109万8,900円、差引き残額1,100円を継続年度の終わりの令和2年度に繰り越すものであります。なお、当該事業の業務期間は、本年9月末日までであります。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議長 金子 廣司 以上で報告第1号は、報告済みといたします。

◎ 日程30番 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度月形町一般会計）

- 議長 金子 廣司 日程30番 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（令和元年度月形町一般会計）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 副町長。
- 副町長 堀 光一 議案書191ページでございます。ただ今、上程されました報告第2号 繰越明許費繰越計算書について、ご説明申し上げます。令和元年度月形

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

町一般会計において、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、翌年度へ繰り越した経費の額を同法施行令第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告をさせていただきます。

192ページをご覧くださいと思います。本年5月31日に調製しました令和元年度繰越明許費繰越計算書であります。この繰越計算書に係る繰越明許費は、農業用機械や施設を導入する担い手確保・経営強化支援事業でありまして、事業費は6,067万5,000円、うち令和2年度への繰越額は3,744万2,000円、財源は全額、道支出金であります。なお、当該事業の完了は、本年の秋を予定しております。以上で説明を終わります。ご審議の程、よろしくお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議長 金子 廣司 以上で報告第2号は、報告済みといたします。

- ◎ 日程31番 報告第3号 株式会社月形町振興公社の経営状況について
- 議長 金子 廣司 日程31番 報告第3号 株式会社月形町振興公社の経営状況についてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書193ページをお開きください。ただ今、上程されました報告第3号 株式会社月形町振興公社の経営状況につきましては、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、別紙のとおり報告させていただきます。なお、内容につきましては、企画振興課参事が説明いたしますので、承認賜りたく、よろしくお願い申し上げます。
- 議長 金子 廣司 企画振興課参事。
- 企画振興課参事 藤原 栄一 それでは、説明させていただきます。
議案に基づき逐条的に説明する。
以上、報告とさせていただきます。よろしくお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。
- 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。
- 議員 宮下 裕美子 今、説明いただき、令和2年度の運営方針ということで、ずっと読ませていただきましたけれど、今年度は指定管理料も1年間分ではなく、半年分と異例な形で進んでいますし、そもそも存続そのものが、すごく厳しい状況と想っていたのですけれども、事業運営計画を読む限り、特別にどこかを改善するとか、大きなメスを入れるようなものはなかったのですけれども、当初の予定以上に新型コロ

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

ナウイルス感染症の影響が出てくると思うのです。世の中の観光や商業に係わる方々は、本当にひん死の状態、経営を閉じられるような状況もある中で、振興公社のような組織ですと、ある程度、町から補填みたいな形で経営を何とか続けることができている状況ですけれども、現状としてどうなのでしょう。今回、新型コロナウイルス感染症で相当な打撃が出ると思うのですけれども、これは計画を伺ったわけですけれども、その後の段階として、実際に影響は色々出ていると思うので、現場でやっている感覚として、このような計画をやりながら、経営を何とか維持することはできるのでしょうか。今、多くの事業者が、経営そのものが危ぶまれているような状況なので、危機感が伝わらなかったのか、実際にどのように思われているのか、お伺いしたいのです。

○ 議長 金子 廣司 副町長。

○ 副町長 堀 光一 全国的に新型コロナウイルス感染症の影響で、色々な業種が大変苦しんでおられると思います。その中で、株式会社月形町振興公社は、町が運営する施設でありますけれども、民間の事業者、それから公的施設も含めて、これは国として雇用を守る、それから、事業を継続するということが、大前提で行われております。振興公社の従業員についても、臨時の職員を含めるとかなりの人数になります。この雇用を守るということも大事なことでございまして、新型コロナウイルス感染症対策として本町では、民間事業所にも支援をしているわけでございます。それらも含めまして、大変厳しい状況ではありますけれども、何とか町営施設として、できる限り経営改善を図って地域に貢献していきたいという考えでおりますので、現在、それに向かって進めておりますけれども、今年度においては、とりあえず9月までの半年間の指定管理を株式会社月形町振興公社が受けております。これについては、町で10月以降の振興公社、現在、管理している施設の指定管理者をどうするのか、そのようなことが内部協議されていきますけれども、株式会社月形町振興公社とすれば、是非とも振興公社に引き続き指定管理をしていただいて、そして、今、厨房業務それから支配人等の刷新を図って、レストラン等は休業しておりますけれども、次のレストラン業務等をやっていただく可能性のある業者とも話し合いを進めております。必ずしや指定管理の再度の指定を受けて株式会社月形町振興公社、月形町の施設の指定管理者として地域に貢献していきたいと考えて、今、進めているところでございます。以上です。

○ 議長 金子 廣司 宮下裕美子議員。

○ 議員 宮下 裕美子 目標として、しっかり雇用を守ることや事業を継続することは、大事であると思います。多くの民間の事業者は、本体の継続をするために、並々ならぬ努力をされながら、例えば、削れるところは削って、温泉に集中するのであれば、その他色々な経費を節減できる所を、特にこの1年を何とか乗り切れるための工夫をされながらやっているところであると思います。今までと同じような、例えばパー

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

クゴルフ場、野球場とかも、通常ではきちんと管理されているけれど、今年1年は継続をするために、ある程度の経費を抑えながら、最低限の経費を掛けることで何とか繋いでいって、当然、利用者がそもそも少なくなるわけですから、それに見合うような形の努力をすることもあると思うのです。そういう色々な工夫をされて、例年の1年とは全く違う1年を過ごすということと、元々、指定管理の期間は半年しかないということで、既定路線として振興公社そのものが、令和2年はいつもと違う1年なのですけれど、そうではなくて、社会的な要因としても、この1年が全く違うということで、それに対応した費用の使い方、対策も同時並行して進めていただきたい。そうでないと、一時借入金も年々増えていることも含めて、色々な問題が雪だるま式になっていく気がするのです。是非とも、その辺、難しい問題であると思いますが、かじ取りをお願いしたいと思います。

- 議長 金子 廣司 他に質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、質疑を終わります。
- 議長 金子 廣司 以上で報告第3号は、報告済みといたします。

- ◎ 日程32番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 議長 金子 廣司 日程32番 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。
提出者の説明を求めます。
- 議長 金子 廣司 町長。
- 町長 上坂 隆一 議案書231ページをお開きください。ただ今、上程されました諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて、ご説明申し上げます。本年9月30日をもって任期満了となります人権擁護委員の中条敏幸氏の後任について、鳥潟真二氏をお願いすることとして、法務大臣へ推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、候補者の推薦にあたり本議会の意見をお伺いするものであります。鳥潟氏は、現在、月形町*****にお住まいで、*****生まれです。鳥潟氏は平成15年から月形町議会議員を3期12年間務められておりますが、人格識見はもちろんのこと温厚な人柄にして住民の信望も厚く、人権擁護委員の使命をしっかりと果たされるものと思っており、人権擁護委員の候補者として推薦いたしたく、ご提案を申し上げた次第であります。なお、任期につきましては、令和2年10月1日から令和5年9月30日までの3年間であります。以上、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。
- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。
質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
- 議長 金子 廣司 お諮りいたします。諮問第1号は、この際、討論を省略し、適

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

任としたいと思います。

これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）

- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、諮問第1号は、適任とする意見で答申することに決定いたしました。

◎ 日程33番 意見案第1号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書の提出について

- 議長 金子 廣司 日程33番 意見案第1号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書の提出についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

- 議長 金子 廣司 大釜 登議員。

- 議員 大釜 登 意見案第1号をご覧願います。意見案第1号 新たな基本計画における農村振興の強化を求める要望意見書の提出について、地方自治法第99条の規定に基づき、要望意見書を月形町議会会議規則第14条の規定により提出するものです。令和2年6月2日の提出です。この意見案の賛成者として、月形町議会議員 楠順一議員、同じく我妻 耕議員の両名の賛同を得ておりますことを申し添えます。

提案理由を説明します。相次ぐ大型自由貿易協定の発効によって、農業者は生産と価格の面で厳しい環境下に置かれています。また、政府が今年3月に新たに策定した食料・農業・農村基本計画の推進にあたっては、食料自給率の向上、食料安全保障を確立し、地域社会の持続、存続を図る地域政策が需要であり、産業政策との車の両輪として実効性ある具体的な施策が求められています。新型コロナウイルス感染症によって地域経済や社会が甚大な影響を被っていることから万全な対策を図るとともに、一次産業を含めた農村地域の一層の振興を図るべく、要望意見書に記載の3点を強く要望するものであります。

1つ目は、農村地域で安心して暮らせる生活環境の整備に向けて、都市部と同等の医療、教育、情報通信などについての十分な政策支援を講じること。

2つ目は、国内農畜産物の再生産に向けた農業経営の安定化、所得補償の充実を図るとともに、災害に強い農業づくりに向けた十分な財政措置を講じること。

3つ目は、次世代を担う新規就農者や後継者などの育成、確保対策を強化するとともに、農村人口の維持や移住、定住に向けた環境整備のため手厚い財政支援を講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により提出するものであります。各議員のご賛同を賜りますことを心からお願い申し上げ、意見案第1号の提案理由の説明とさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

- 議長 金子 廣司 ただ今、説明が終わりましたので、質疑を行います。質疑ございませんか。（「質疑なし」の声あり）

令和2年第2回定例会 2日目（6月3日）

- 議長 金子 廣司 質疑なしと認め、以上で質疑を終わります。
次に討論を行います。討論ございませんか。（「討論なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 討論なしと認め、以上で討論を終わります。
お諮りいたします。意見案第1号は、原案のとおり提出することにしたいと思
います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、意見案第1号は、原案のとおり提出する
ことに決定いたしました。

- ◎ 日程34番 会議案第2号 議員派遣について
- 議長 金子 廣司 日程34番 会議案第2号 議員派遣についてを議題といた
します。
議員派遣については、会議規則第129条の規定により、お手元に配付したとお
り決定したいと思います。これにご異議ございませんか。（「異議なし」の声あり）
- 議長 金子 廣司 異議なしと認め、本案は、原案のとおり決定いたしました。

- 議長 金子 廣司 以上で、本定例会に付議されました議案の審議は、全て終了
いたしました。会議を閉じます。これをもって、令和2年第2回月形町議会定例会を閉
会いたします。

（午後 3時35分閉会）